

第20回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

日 時：2017年10月23日（月）14：00～15：30

場 所：ジェトロ本部 9階F会議室

出席者：原科委員長、塩田委員、田辺委員、松本委員、高梨委員、宮崎委員、富澤委員
（ジェトロ）前田理事、植田総務部長、原総務課長、作本環境社会配慮審査役
（事務局）石賀総務部主幹、桑原、雪下

議 事：1) 挨拶 ジェトロ 理事 前田 茂樹

2) 報告 「責任あるビジネス・責任あるサプライチェーン

—日本企業の人権リスクに関する課題および支援のありかた—

政策経費（新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発

ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業）」

報告者：アジア経済研究所新領域研究センター

法・制度研究グループ長 山田 美和

3) 質疑応答ならびに意見交換

○石賀主幹 それでは、定刻より少し早目ではございますけれども、皆さんおそろいになりましたので、第20回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会をこれから開催させていただきます。まずはお手元の配付資料を確認させていただきます。順番に議事次第、委員会の出席者一覧、座席表、委員会委員の一覧、本日の報告資料、パワーポイントの資料、最後に、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインの冊子をお手元にご用意しております。おそろいになっていきますでしょうか。不足がございましたら、お知らせください。

ガイドラインの冊子は、委員会終了後に回収させていただきますので、ご退席の前に、机の上に残しておいていただくようお願いします。

本日は前回の委員会でジェトロのCSRの取り組みの一つとしてご紹介させていただきました、アジア経済研究所の山田 法・制度研究グループ長による研究活動の報告を行った後、意見交換という形で進めさせていただきます。

今回、非常にお忙しい中、皆様には種々調整の上ご出席いただき、誠にありがとうございます。委員長及び委員各位におかれましては、2017年2月1日から2年間ということで、全員再任させていただいております。本諮問委員会の委員長は、予め原科委員にお願いしており

ますけれども、特にご意見がなければ、これまでどおり、原科委員にお願いしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、原科委員に委員長をお願いいたします。

今回、村山委員、柳委員のお二人の委員につきましては、海外出張と学務のため、ご都合がつかないということで欠席されております。出席の予定の皆様は、おそろいになっておりますので、これから始めさせていただきます。

まず、冒頭、理事の前田からご挨拶を申し上げます。

○前田理事 前田でございます。毎度ありがとうございます。座ってお話させていただきます。衆議院総選挙が終わり、今朝は大きな台風が来て、公共交通機関が随分乱れて、いろいろなトラブルがあったのではないかと思います。そのような状況の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の会議ですが、もう20回目の委員会になります。これまでの経緯を振り返りますと、もともと環境配慮、社会配慮型の事業というものが必要である、これは大きな世間の流れといたしますか、社会の要請がありまして、私どもジェトロとしましても、特に経産省から受託をしておりまして、いわゆる途上国を中心とした案件形成調査、プレF/Sと我々は呼んでいたのですが、この調査の内容を中心にご検討を頂くべく、この委員会を設けておりました。現在はその受託事業は終了し、一昨年度から私どもジェトロ環境社会配慮ガイドラインの中の第2部に言及されております、CSRを中心に委員の皆さんの専門的な立場からご助言をいただいております。

ご案内のとおり、企業のグローバル化戦略の中で、CSRの重要性というのは非常に高まっております。日本政府をはじめ、企業、団体などでも、国連で採用されましたSDGsの取り組みが広がっております。人権、環境、労働といった面で、企業は責任あるビジネス、あるいは責任ある投資を求められていることは、言わずもがなであります。そうした中で、ジェトロもCSRの重要性を認識いたしまして、特に海外でジェトロが支援する我が国の企業の事業展開において、その重要性ないし戦略性というものが非常に高まってきていると考えております。

そこでジェトロ環境社会配慮ガイドラインの中でも、とりわけ海外貿易投資関連事業との関わりにおいて、どのようにジェトロはCSRの取り組みを行うのが望ましいのか。あるいはCSRに対して民間企業の方々にどういった指針をご提供するのがいいかということ、引き続き本委員会のテーマとして検討していきたいと考えております。

本日は、主に企業活動と人権リスクに関する研究をしますアジア経済研究所の山田美和

法・制度研究グループ長より研究活動結果を報告してもらいます。委員の皆様方におかれまして、忌憚のないご意見、意見交換を行っていただきまして、また、私どもにご指導を賜りますように、お願いいたしまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○石賀主幹 そうしましたら、ここから議事の進行は、原科委員長によろしくお願いいたします。

○原科委員長 それでは引き続き、委員長を務めさせていただきます。

今、前田理事からお話がありましたように、この委員会の役割、少しシフトしまして、CSR関係を中心にしてきたと思います。そういうことで、前回もそうでしたが、今回もこういった延長としまして、ジェトロ・アジア経済研究所で取り組んでおられる研究成果といったお話を聞くことができる、大変うれしく思います。

ところで、私は今、千葉商科大学で学長プロジェクトを4つ取り組んでおりまして、千葉商科大学は、商業道德の涵養ということで始まった大学です。1928年です。来年で90年を迎えます。商業道德ということですから、CSRと同じなのですね。近江商人、三方よしという有名な言葉がありますね。「売り手よし、買い手よし、そして世間様よし」。まさにCSRはそういうことなのです。ですから、CSRは英語で表現されているので、あたかも欧米のコンセプトのように思いますけれども、本来、元祖は日本にあった。私の言う日本の商業は、特に大阪商人とか、近江とか、そういう元祖です。そういうことをやってきたから、何百年も続く商店が多いですね。日本本来のものであることをしっかり自覚した上で、世界に広めていきたい。そういう意味では、ジェトロはそれを広めることが大きな役割ではないかと思ひまして、その辺を大変期待しております。ということで、今日のお話、楽しみにしております。

では、よろしく申し上げます。

○山田グループ長 委員の皆様方、初めまして。ご紹介にあずかりました、ジェトロ・アジア経済研究所新領域研究センター法・制度研究グループ長を務めております、山田美和と申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

※資料2 ページ参照

本日は、2016年度、2017年度、経済産業省からの政策経費を頂戴しまして、新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発並びにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業というものを運営しております。そのご紹介をさせてい

たきます。

今、原科委員のお話にありましたけれども、まさにこのCSRというもの、「売り手よし、買い手よし、世間よし」というお話だったのですが、確かにそれは日本の伝統であり、日本が誇るべきもの、脈々と続いていくものでありますが、その近江商人の時代から、世間よしの世間の部分が、非常に大きくなり、さらに複雑になってきているというところが、やはりグローバルな背景の変化に合わせて、企業も変わっていかなければいけないということだと、お話を伺って思いました。

今回のこの事業の目的なのですが、細かく書いて恐縮ですが、委員の皆様ご承知のとおり、新興国、特に途上国で、日本企業のみならず、企業活動を行っていく上において、もちろんその国における投資環境がどうなっているか、その税制がどうなっているか、いろいろな会社法がどうなっているか、さまざまな法規制、いろいろ重要になってくるのですが、今、企業が展開していく中で、ある国における企業活動が、その地の人々に与えるインパクトというものは、その国家自体がその国に与えるインパクトよりもずっと大きいものになってきています。これまで進出していた日系企業は、もちろん労働者のことも考えなくてははいけませんし、そういうことも手当はしてきたのですが、労働者の問題や、それから開発に伴う住民の強制移転の問題や、皆様方ご承知のとおり、環境問題に関する、人権に関するリスクというのが高まってきています。そのリスクというのは、企業に対するリスクではなくて、人々の権利が、企業活動によってさらされてしまうことへのリスクが高まっている、それをきちんと企業が特定をして、手当をして、防止をしないと、企業にとってもリスクになっていくということです。ですから、人権リスクという言葉一つを使うときに、よく企業の方々には、リスクとは企業にとってのと理解されますが、そういうことではなくて、人々にそういったリスクを与えないように、企業がどうやっていくかということが重要になってきます。

皆様方、ご承知のとおり、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」というものが国連の人権理事会で、全会一致で採択をされまして、日本もそのときのメンバーなのですが、今日お持ちしました指導原則というものが一体何かと申しますと、人々の権利を守るのは、当然、国の義務ですが、今申し上げたように、国が人々に与えるインパクトよりも、ビジネスが人々に与えるインパクトが非常に大きくなってきている。そうなったときに、人々の権利を侵害しないようにすることに対し、企業として責任があるということを明言し、確認したものが、指導原則というものであります。後ほど詳しく話をさせていただきますが、これ

が2011年に採択をされて、その後、さまざまな国のいろいろな動きがあるのですが、特に2015年の6月のG7サミット、これはドイツのエルマウにおけるサミットなのですが、そのときの首脳宣言の中において、指導原則、G7各国が指導原則を強く支持するとともに、この指導原則に基づく国別の行動計画、これはナショナル・アクション・プランと呼ばれているものですが、これを策定する努力を歓迎するということが、明記されました。そのときに、言われたキーワードが、「責任あるサプライチェーン」です。

日本政府は、2011年から実は目立った指導原則に関する動きはしていなかったのですが、毎年、ビジネスと人権の指導原則に基づく国連フォーラムというものがジュネーブで行われておりまして、昨年の11月のフォーラムで初めて日本政府代表部の志野大使が、日本国としても、この指導原則にコミットする、ナショナル・アクション・プランを数年かけてつくっていく、関係省庁であるところの外務省、経済産業省、法務省、厚生労働省と予備的な協議を重ねていくというステートメントを発表しました。

2016年、昨年末ですが、先ほど理事がおっしゃられたそのSDGsに関して、日本政府全体のSDGsに関する行動計画、指針の中に、ビジネスと人権に関する指導原則に基づくナショナル・アクション・プランをつくっていくということが明記されております。

※資料3 ページ参照

私たちのこの事業というものが一体何なのかと端的に申しますと、日本企業がビジネスをしていく中において、リスク対策ということのみならず、企業としての競争力を維持・強化していくための、CSR戦略というものが必要であり、それをさらに支援していく、日本政府として、経済産業省の政策経費ですから、経済産業省としては、どのような政策支援が必要になってくるのかということ进行调查すると同時に、この指導原則を、日本企業の多くの方々に知っていただく、企業のみならず、市民社会の方々や、それから政府関係者にも、この指導原則を広めていくということが、私たちの事業の柱であります。

大きく分けまして、調査の部分と、それから普及の部分があります。調査部分としましては、人権とビジネスに関しては、さまざまに各国がいろいろな政策をとっております。欧州を見ると、特に積極的に、行動計画に基づいて、自国の企業が、このビジネスと人権に関する意識を高めて、競争力を高めていくような、例えば、企業の非財務情報の開示ですね。そういったものの中で人権のことを含めるようにしたり、さまざまな動向がありますので、そういったものを調査したり、また、それから後ほど紹介しますが、ジェトロの日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査等を行って、日系企業のCSR方針に関する動向を調査し

ております。

それから、国別、セクター別の人権リスクの調査ということで、皆様方ご承知のとおり、人権に関する課題というものは、ビジネスが運営する場所、それから、セクターによって、さまざま変わってきます。アパレル産業なら、アパレル産業、採掘エネルギーに関する産業でしたら、そこに特有の問題があります。またもちろんバングラで展開するのと、ミャンマーで展開するのとは、それぞれ違ってきますので、それぞれの国に、セクター別に基づく人権リスクの調査というものも行っています。

それと並行しまして、普及活動ということで、昨年度も国際シンポジウムを行いましたし、また、国に特化したカントリー・フォーカスのワークショップというものも行っていました。昨年はミャンマーとマレーシア、今年は、先月にシンガポールで行いまして、また、タイでもワークショップを開催する予定にしています。

この研究会ですが、調査とそれから普及活動を二つの柱にしなが、調査結果を議論したり、こうした調査が必要ではないかといったものを議論したり、また、各国の動向がどうなっているかということの情報交換をする場として研究会というものを設けております。研究会のメンバーには、アジア経済研究所、それからジェトロの海外調査部のメンバー、それから、在欧州日系企業協会のCSR委員会委員長をしている方、それから、経団連のCSR部門に当たりますCBCC（企業市民協議会）の方、それから、グローバルコンパクトネットワークジャパン、それからCSOのネットワークジャパンの方、それから、Human Rights Watch、連合、日弁連の方々に参加をいただいています。オブザーバーとしては、経産省、外務省、法務省、厚生労働省の方、時によりまして、いろいろメンバーは変わるのですけれども、ほかにも財務省の方や、それから、総務省の方、環境省の方にもお声がけをしております。

整理をさせていただくと、本事業の目的と申しますのは、リスク管理のみならず、競争力を高めるために、CSRを必要とする日本が、どのように企業活動の中で人権尊重を取り込んでいくべきなのかという、その現状とニーズを把握すること、それが第一です。

それから、その調査から得られる現状と人数分析に基づいて、政策としてどういうものが必要になっていくかということ、政策担当者とともに議論をして、最終的な形として政策提言ということで、具体的な実行可能な政策と目標というものを明らかにするプロセスを提供することを目的としています。

その過程においては、日本政府が行動計画というものを策定すると言明しておりますので、そのプロセスの一助となればというふうに考えております。そして、最終的には、普

及啓発活動を通じまして、日本企業が国際的に要請される人権尊重の基準に合致し、国際市場における競争力を高めることができるように促進支援するというのが目的です。

皆様方ご承知の通りかと思うのですが、私たちの事業というものが、ビジネスと人権に関する指導原則というものに基づいて、これをどのように政策として活かしていくかということで、事業を進めております。

※資料4 ページ参照

この指導原則というものは、新たな義務や、新たな条約を結ぶ必要があるとか、そういうことではなく、そもそも本来、国際人権条約等々で、日本がもちろんさまざまな批准をしているわけですが、本来、国が守っていかなければならない人々の権利が、残念ながら、多国籍企業等との経済アクターがもたらす影響が大きくなってきて、それを適切にコントロールできていない。それを埋めていくためには、やはり企業の人権を尊重する責任が必要である。では、具体的にどんなふうに行っていきましょうかということ掲げているものが、この指導原則です。2011年に国連人権理事会で採択をされたと申し上げたのですが、これは急に空中から出てきたものではなくて、それこそ、1960年代から70年代、ずっと多国籍企業が、さまざまな途上国での活動の中において起こしてきた軋轢等々、これをどうやって解決していくかということで、ハーバード大学のジョン・ラギー教授が、政府関係者、それから、CSOの方々、それから、企業の方々等々の、それこそマルチステークホルダーとまとめていかれたものが、指導原則であります。

※資料5 ページ参照

人権を保護する国家の義務というのが10あります。私がやはり一番この場で重要だと申し上げるのは、この原則2なのでありますが、企業が人権を尊重することへの期待というものを明確に表明する必要が国にはあります。そのためには、日本政府としても、昨年度、ビジネス、人権に関する指導原則に係るフォーラムで、ステートメントを発表しましたが、残念ながら、まだ日本政府としては、企業が人権を尊重するということを期待していますよということを明確に表明していないと思います。そのため、まだ日本企業としては目覚めていない。このイシューというのが、重要だということに気づいていない企業がたくさんあって、でも、実は、さまざまな、例えば、英国の現代奴隷法、イギリスでの法律、例えば、サプライチェーンにおける労働者や強制労働がないように、情報開示をなささいというような法律が出てきます。それから、フランスでも、人権ビジランス (Vigilance) 法というものができてきて、企業としては、さまざまに展開していく中で、いろいろな法制度に対応しなく

てはいけない状況になっているのですが、残念ながら、日本政府としては、まだ、明確に、企業に対する期待も出していないし、法規制も出していないということなので、私自身この活動をしていて、日本企業の方々が、もちろん気づいていらっしゃる先進企業の方々が多くいらっしゃるのですが、多くの企業の方々がこれに気づいていなかったし、何か取引先からいろいろ言われていたのだけれど、こういうことだったのかとわかったということをおっしゃることがあります。ですから、日本政府としては、まず、第一に、日本企業に対して、これが重要だということを明確に、一刻も早くその期待を表明する必要があると考えられます。

政府がやらなければならないことは、企業が人権を尊重すること。では、それを政策として、どういうふうに進んでいけるのかという、ここが重要になってくるかと思えます。先ほど申し上げましたように、例えば、EUの国においては、会社法の中における財務情報ではなくて、非財務情報の開示をさせることによって、企業が、人権問題等々に取り組んでいくということ、法規制というやり方でやっていくところもありますし、または政府調達の中で、例えば、人権に関することもきちんとやっているところを採用するなど、政府調達の中のコンディショナリティの一つに入れていくとか、自主的に企業の人が進んでいけるような方向でやったり、法規制という方向でやったり、さまざまなことをやっています。なので、日本政府としては、企業が人権を尊重するというのを促進する政策を、どういうふうにもっていくかということを考える必要があります。

次ですが、これは特に私どものようなジェトロ、それから、きょうはJICAの方もお見えになられておりますが、国とビジネスとの関係ということで、国有企業、支配企業、それから、輸出信用、公的投資資金など、さまざまな形で、国との関係が非常に強い機関においては、機関自身が人権デューデリジェンスをやっていく必要があるということでもあります。

5番目ですが、これは例えば、水道でもいいですし、電気でもいいのですが、特に人々の権利というものに影響する公共サービス等々を提供している会社に関しては、それらがきちんと人権を守っていくように、政府としても監督していく必要があるということでもあります。

6番目ですが、これは政府自体がさまざまな取引をするわけです。ビジネスアクターとして、相手企業による人権尊重というのを促進していかなければいけないということ。

7番目ですが、特にコンゴ等、さまざまな紛争鉱物の問題がありますけども、紛争地帯においては、特に特別な配慮が必要だということでもあります。

それから、政策の一貫性ということでもありますけれども、これは実はCSRを促進していくということは、一部の、例えば、経済産業省なら経済産業省のどこかの部署が担当するとか、例えば、厚生労働省の労働基準監督に係るところが担当するとかという、もちろんそういったことももちろん重要なのですが、この政策の一貫性と申しますのは、政府、省庁、それから政府関係機関において政策を一貫させていくということが非常に望まれていることです。片や、投資を促進するために、人権の部分は考慮していいということではなくて、政府全体の政策の方針の中において、人権尊重というものを取り込んでいきたいと思います。

9番目、投資や通商協定においてのことなのではございますけれども、これは投資や通商協定においても、相手国において、人権尊重というものが促進されるような方針を貫いていく必要があるということで、例えば、皆様ご承知のとおり、EUの貿易政策は、トレード・フォー・オールといいまして、彼らの政策文書の中を見ても、EU域内において、海外から、例えば労働者の人権が侵害されていたり、環境基準に満たないようなものは当然のこと、そういったものが、EUの域内に入ることは、我々は望まないとしています。つまり、人権を尊重するというのを、彼らの貿易政策の一環として謳っているわけでありまして、それはうがった見方をすれば、彼らのルール形成といいますか、いわゆるスタンダード設定ということも言えるのですが、そういったことを戦略的に欧州の国は行っていますので、日本政府としましても、投資やそれから通商協定、TPP、いろいろありますけれども、TPPの中にも労働条項が入ってきていますが、そういった中でも、人権尊重というものをやっていく必要があるということでもあります。

最後には、国際協力の中で、そういったことも必要だということでもあります。

※資料6 ページ参照

今まで国の話をしたのでございますけれども、企業としては、人権を尊重しない責任を負うということで、その企業が人権を尊重する責任を果たすために、まず、トップコミットメントが必要だということ、それから、人権デューディリジェンスが必要だということ。もし何かが起こったときに、悪影響を改善するための、きちんとした窓口なり、それを解決するプロセスが必要だということでもあります。

これをいかに、企業がこういったものをしていけるように促進していくのか、政策として支援していくのか、ということが重要になってくると思います。

※資料7 ページ参照

今日はこの場に、ジェトロということで居りますが、その指導原則4、先ほど国との関係が深い関係機関ということで、ジェトロ、それからJICA、さまざまな輸銀等々、いろいろあると思うのですが、その国が所有または支配している国、または輸出信用機構へ、その公的投資保険等々、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害に対して、必要な場合には、人権デューディリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的措置をとるべきだと書いてあります。

※資料8 ページ参照

次に、ここは英語で恐縮なのですが、私が今申し上げた、では国と関係ある機関というのは、どんなことが求められているのかということが、解説の部分に書いてあります。いろいろな機関が、公的な形、またいろいろな形で政府との関係を持っているわけです。それら政府から支援を受けている関係の我々のような機関自体が、我々のいわゆる裨益するお客である企業が人権に対するインパクトというものをきちんと配慮しないと、つまり、我々がそのサービス等々情報提供しているその企業が、その活動において、どんな人権に関するインパクトがあるのか、もちろんプラスのインパクトもありますが、負のインパクトについても考える必要があるということ、国と関係がある我々機関がきちんとアドバイスしないと、それらの機関、すなわちジェトロ自身にとっても、レピュテーション、ファイナンシャル、またはポリティカルであったり、あるいはリーガルなリスクになるかもしれないということ。つまり、例えば、日本企業がAという国で、ビジネスオペレーションをするに当たって、その国において、オペレーションをすると、こういったことをきちんと考慮していく必要がある。人権に対して、このオペレーションは、負のインパクトを与える、こんな状況にあるからということ、きちんとしてアドバイスができていなかった場合に、逆にそのビジネスが行われることによって、Aという国の人権状況を悪化させてしまう場合がある。そのときに悪くすると、責任といいますか、そこをアドバイスできなかった機関として責任が及ぶ可能性があるということが、解説としては書かれております。こういったところは、脅しということではなく、積極的に企業の方々に、いろいろなもちろんプラスの情報も含め、長期的に、特に途上国、それから、新興国でやっていくに当たっては、これらの国において、人権状況というのが、政府自体がなかなか取り組んでいけるような状況にない国においてこそ、こういった点は、投資する側として支援をしていく必要があると、このコメント、解説からは理解できると思います。

※資料9 ページ参照

では日本政府が、昨年11月にジュネーブで発表したステートメントが一体どんなものだったのかということをも改めてここで書かせていただきました。「我が国は、指導原則の履行にコミットしている、この観点から、今後数年以内に国別行動計画を策定すべく、現在外務省、法務省、経済産業省、厚生労働省等と予備的な協議を開始している段階。国別行動計画の策定の過程において、ビジネス及び市民社会の声を聞き、バランスよく反映させるとともに、企業の責任ある行動を促していきたいと考えている。」ということでもあります。

※資料10ページ参照

ここで先ほどからナショナル・アクション・プラン、ナショナル・アクション・プランと申し上げていますが、このナショナル・アクション・プランとは何かということですが、今申し上げました指導原則を具体的にどのように運用して、実行していくのかということについて、各国政府が立案して、執行する政策文書であります。一番、最初にできたのが2013年のイギリスのもの。それから、昨年度はアメリカも出しましたし、一番直近では4月にフランスが出しております。およそG7の中で残っているのは、日本という状況にあるのですが、具体的にどんなものなのかといいますと、それぞれの国の企業が、国内もそうですし、海外でもそうですし、さまざまところでビジネスを行うに当たって、どんなニーズがあって、そこにきちんとした手当ができていなくて、どんなギャップがあるのかということをも明らかにして、そのギャップを埋めるために、政府としてはどんなことをやっていくことができるのかということが書かれている。最終的には、企業による人権侵害を防止して、人権保護を強化するというこのためにつくられた政策文書であります。

今日詳しいお話はできないですが、例えば、先ほど申し上げましたイギリスでは、英国現代奴隷法というものが、2015年末にできまして、これはイギリス国内において、ある一定規模の売上を上げている企業に対して、みずからのサプライチェーン上において、強制労働やそれから児童労働等々がないように、どういうふうな取り組みをしているかということをも各企業がステートメントで公表してください、という法律であったり、また、アメリカの連邦調達ルールの中にも、強制労働や児童労働がないようにということで、それらも排除していくということが明記されています。

または、例えば、ドイツですと、皆様もご承知のとおり、ラナプラザのバングラデシュの大きな縫製工場が入ったビルが崩壊して、数千人の労働者を死に追いやってしまった事件から、特にバングラデシュにおけるアパレル産業の労働者の人権の向上、労働者の権利の向上ということで、さまざまなプログラム、プロジェクトを、ナショナル・アクション・プラ

ンの中に入れ込んだり、硬軟組み合わせた政策を発表して、実行しています。

このナショナル・アクション・プランというものができたことによって、また、できるということによって、欧州の企業もそうですし、アメリカの企業もそうですし、政府自身の取り組みやシグナルというものが明らかになるわけですから、それはその企業にとっての競争力といえますか、ここに取り組んでいるということが、国全体の取り組みに加え、それから、我々の企業の取り組みだということを内外に示すことができるので、それは国自体の競争力の強化ということにつながっていくのだと思います。

それから、2番目ですが、企業にとっては、政府がビジネスと人権に関する方針を示すことによって、レベルプレイングフィールドの形成が促されることが最大の利点です。

というのは、つまり、ずるをしている企業、チープレイバーでものをつくって、そこで利益を上げるような企業、それから、環境基準を満たさないで、例えばある途上国における環境基準というのは、なかなかその環境法制というのがきちんとできていなくて、かつそれを監督するような機関の執行が弱い場合に、そこを逆手にとって、このレベルでいいだろうと、その国の国内における労働法制にしてもそうですけれども、いわゆる国際水準よりもはるかに低いところで、その国におけるコンプライアンスをやっているのだから十分だろうということで、もしかしたらコンプライアンスをやっていない企業もたくさんあるかもしれない。そういった企業が、環境や労働といったものの基準を満たさない、そんなことで利潤を上げるようなビジネスのやり方はフェアではないし、かつ長期的に見て、持続可能ではないし、その国にとっても、プラスにならないということなので、企業にとっては、水準をきちんと保っていくということによって、公平な競争が保たれると考えられます。

それから、NAPの作成というものをやっていくことによって、企業の方々のニーズ、CSO(市民社会組織)の方々の考え、本当に実際に人権侵害に遭って困っている人たちの考えや意見、消費者の人たち、政府関係者、さまざまな人たちの関係者を関与させることによって、意見交換の場や、情報交換の場となりますし、とともに昨今、株主とのエンゲージメントとかさまざまな場で、そのマルチステークホルダーエンゲージメントということが言われていますけれども、そういったものの一環ということになると考えられます。

私自身が、日本政府に代わって言う立場ではないですが、私たちの先ほど申し上げた研究会の仕組みで、毎回、経済産業省、それから外務省の方々等と集まって意見交換をしています。

先週の金曜日もジェトロ本部で研究会を開きまして、外務省の人権人道課長がいらして、

経済産業省から企業会計室、国際経済課の方がお見えになって、厚生労働省の方もお見えになったのですが、今、日本政府としては、ベースラインスタディというものを始めますということで、日本政府は、日本の今ある現状の法制度の中で、こういったビジネスと人権に関するものを、企業が促進するような状況になっているのかどうかということ、まず自分たちの今の制度の中から見直していくということをはじめています。

と同時に、私たち研究会として重要だと考えるのは、今ある法制度、例えば労働基準法でもいいし、環境法でもいいし、消費者保護法でも、いろいろあるのですけれども、もちろんその見直しは当然のことで、それと同時に非常に重要なことは、日本企業が国内外のビジネスにおいて、どんな人権に関する課題を持っていて、どんなこと、例えば負のインパクトを与えているような状況があるのかどうか、それとももう与えてしまっている状況があるのかどうかということです。それがミャンマーにおけることであるのかもしれないし、国内におけるどこかの技能実習生の問題であるのかもしれないし、日本企業が、どういう人権に関する課題を持っているのか。それに対して用意ができていないのか、できていないのか。できていないとすれば、さらにどんな支援や政策が必要なのかということを見極めていく、調査していくということが重要だと考えており、それが私たちのプロジェクトの、大きな柱になっております。

※資料11～14ページ参照

そのさまざまな調査を今、いろいろ行っているのですけれども、その一部を紹介させていただきます。

これは2015年度、実施した時期でいうと、2016年の春になりますが、ジェトロが毎年、国内企業に対して海外事業に関するアンケート調査を行っていきまして、その中に、CSR、サプライチェーンに関する調査項目を入れて、その結果明らかになったことをご紹介します。

「御社はサプライチェーンにおける労働や安全や環境衛生に関する方針をお持ちですか」というような質問をいろいろやっていったのですけれども、質問の中の一つに、「取引先に対して、こういう方針を持ち、かつ取引先に対して、自分たちの方針に準拠してください、従ってください、そういったものを納入してくださいということに関する、そういう方針をお持ちですか、そういったものを求めていますか」というような質問をしました。というのは、今、人権とビジネス、それから、オペレーションにおける人権の尊重の中で、一番艇といますか、レバレッジが効くといいますのが、サプライチェーンにおいて、調達する側、納入する側、それから一次、二次、三次という、さまざまなサプライヤー側のレイヤーがあ

のですけれども、企業と企業の関係において、サプライチェーンにおいて、どういう点でお互いに関係を持っているかというところが、今後、日本においても、人権尊重というものをオペレーションの中に取り込んでいく一番のきっかけといたしますか、フックになるといいますか、そこだというふうに私たちは調査の中から感じています。

これはご承知のように、見ていただくと、「その方針を持っていて、取引先に準拠を求めている」という回答が、およそこれぐらいの数字になっておりまして、ここのところ、次ですが、実は大企業は取引先に対して求めている割合が大幅に増えます。4割方の大企業が、その方針を有して、取引先に準拠を求めているという状況です。片や、中小企業、皆さんご承知のとおり、サプライヤーさんのレイヤーを見れば、こういう三角形になっていますので、こういう形になるのは当然ですが、これは逆に企業に対して、「サプライヤーさんに対して求めていますか」ではなくて、「御社の納入先から求められたことがありますか」という質問をしてみると、4割方の企業が「求められたことがある」と答えています。これは国内における3,000社へのアンケートなのですが、4割方の企業が「求められたことがある」ということです。さらに大企業と中小企業で分けて見ますと、およそ大企業の場合は、55%が「求められたことがあります」、中小企業の場合も、割合としては40%なのですが、実質で915社が「求められたことがある」ということです。今回、詳しいお話はしませんが、「御社は、どの相手先からそういうことを求められていますか、あるいは、求めているのですか」という調査をしましたら、大半の企業、8割の企業は、「国内企業との関係において求められている」、それから、求めている関係にあり、もちろん「海外の企業から」とお答えになられた企業もあります。

私たち、このCSRに関する方針等々につきまして、今回、グラフにはしていませんが、「CSR方針に示している事項はどんなものがありますか」ということ。労働なのか、それとも環境なのか、それから「人権の尊重というものを前面に掲げているのか」、さまざまなアンケートをこの中で行いましたが、いわゆるCSR方針の中でポイントとして挙げているというものの、事項として挙げているのは、企業のセクターによって異なってくるというのが、私たちの調査の結果でございます。

※資料2 4ページ参照

この調査結果の、詳しいことに関しましては、一番後ろにリストを載せさせていただいたのですが、昨年度の報告書というものを出示して、そこに詳しい調査結果報告書を出しておりますので、もし見ていただければ、幸いです。

※資料15～16ページ参照

これは、年度で言えば2015年度に行ったもので、今年の春に行ったもので、特に、在ASEAN6カ国における日系企業の製造業に絞りまして、1,000社にお願いをしましたら、300社の方に答えをいただいたのですが、ここでまた同様の質問をしました。2015年度、それから、2017年度の違い、国内企業の3,000社を対象にした調査、これはASEANでオペレーションしている、しかも、製造業に絞った調査という違いがありますが、こちらのほうは、さらに「方針を有して、取引先に準拠を求めている」という企業は3割ですし、かつ「求められたことがありますか」という企業は6割を超えています。

実際にASEAN等々でオペレーションをされている企業の方々は、サプライチェーン上において、こういったことを求める、求められているという関係にあるということが、ますます明白になってきております。

※資料17ページ参照

また、ここでの調査はほかにも、国別にさまざまなご質問を差し上げまして、そこから浮かび上がってきているのは、やはり進出する国によって、宗教や人種に関する問題に対する関心の強弱が異なるということでもあります。例えば、インドネシアであれば、特定の宗教が答えの中で多かったですし、マレーシアにおいても、特定の宗教、それから人種の問題というものもクローズアップをされました。

全体的に大きい関心が示されたのが、賄賂、汚職の問題であります。これは人権の話と関係ないのではないかというふうに考えられる向きもあるのですが、ビジネスと人権という大きなフレームワークにおいては、賄賂、汚職ということによって、本来、配分されるべき資源というものが歪曲されるような形で、一部に流れてしまうということで、これは言い方を考えれば、財産権の侵害であり、いろいろな、やはりこれは人々の権利に係るということで、ビジネスと人権の大きな課題の中で、賄賂、汚職の問題を捉える動きがあります。

次に、これはジェトロ、それからアジア経済研究所の強みでもあるし、今後も活かしていかなければいけないと思うのですが、国特有の歴史や文化に反映された関心事項が選択されておりますので、それに答えられるような情報提供というものが必要になってくるのだろうと考えられます。

※資料18ページ参照

質問の中に、また「御社がCSRや労働・安全衛生・環境等の問題に取り組むに当たって、必要としているものは何ですか」というご質問をしましたら、「タイムリーな情報が必要」

と、7割の企業からお答えを得られ、または「対応する人材が足りない、スキルが足りないです」というお答え等もいただいています。また、それからコストの問題がありますし、「適切な協力先、そもそもトップコミットメントが足りない」というようなこともお答えいただきました。

※資料19ページ参照

「CSR等々に取り組むにあたり、あると望ましい公的支援というものがどんなものがありますか」、とお聞きしましたら、およそ8割の企業の方が、「現地政府の政策や法規制に関する情報の提供」、それから「他企業の具体的な取り組み事例の提供、相談窓口の提供」ということを挙げております。ほかには、「国際的な枠組みや各国法規制、つまり、オペレーションしている国以外の国の状況、そういったものもどうなっているか知りたい」、「人権尊重に関するガイドラインを策定してほしい」というような意見も聞かれました。

このアンケート結果に関しましては、実は、来月11月10日に、こちらのジェトロで、アンケート結果の調査報告ということで、セミナーを開かせていただきますので、そこでまた詳しくご報告の機会をいただければと思っております。皆様に申し上げたいのは、こういったアンケートを行ってありまして、企業のニーズを汲んでいく調査をしているということでもあります。

※資料20ページ参照

そのアンケート以外に、企業の方々と直に、どんな問題が起こっていて、どんなことを疑問に思われて、どんなことが課題にされていますかということをお聞きするワークショップを開いております。これを、昨年、ミャンマー、マレーシアで行い、今年度はシンガポール、タイ、それから、できればダッカで開きたいと思っております。私ども、それからジェトロの現地事務所、講師として、現地におけるNGOや、現地のILOであったり、なかなか日本企業の方々が、直接1対1で会うような機会が少ないような方々、そういった方々をお呼びして、できるだけ現地の状況というものを共有しようということで、取り組みをしています。直接、現地の日本企業と対話することによって、人権リスクとは何か、これをどういうふう認識しているかなどについて、双方向で私たちが提供できるものもありますし、もちろん、私たちと企業の方々が、こんなことで困っていらっしゃる、取り組んでいらっしゃるということを知ることができます。

普段、NGOや国際機関となかなか日本企業の方、直には接点を持たれないと思うのですが、私たちのワークショップやセミナーにおいて、エンゲージメントの機会を設けることによ

って、日系企業の人々が彼らを知ることにもなりますし、逆にやはり重要なのは現地コミュニティでありまして、現地のILOの人によると、日本企業は一体何をやっているのかわからなかったが、こういう場があって、日本企業の本当に真摯な取り組みがわかってよかったというお話もいただきます。この間ヤンゴンでやりましたときは、日本企業と、それから、H&Mのヤンゴンのマネジャーの方をお呼びしまして、日本企業がここで行っているのを、全く知らなかった、こういうジェトロのワークショップに呼んでもらってよかったということを言われましたので、いわゆる日系企業同士のもちろんダイアログ、それから、日系企業と私たちジェトロのダイアログでもあり同時に、現地におけるコミュニティ、それが国際支援のコミュニティであったりするかもしれませんが、そういったエンゲージメントの機会を私たちのワークショップやセミナーが提供できると思っております。

※資料2 1 ページ参照

だんだん終盤に近づいていくのですが、私たち、2016年度、今、2017年度の活動の半分が終わりまして、日本企業の方は、国内外において、いろいろな課題を抱えていらっしゃる、報道でも、日系企業が、例えば中国の工場で何々とか、それこそ、国内におけるどここの自動車の、例えば技能実習生だとか、いろいろなことを報道されると、ああ、あの企業かということなのですが、日本企業はまだ能動的に、自分たちのオペレーションが、人権に対して、もちろん雇用機会も創出するし、その企業のオペレーションというのは非常に重要なわけですが、残念ながら、負のインパクトを与えているかもしれないということに関して気づいていない企業、もちろん先進企業もたくさんありますが、気づいていらっしゃらない企業がたくさんあります。

片や1社1社の取り組みを見てみると、従業員に対するエンゲージメントの仕方等々見てみると、これはよそに対して、いわゆる日本企業以外に対して、取り組みとしてきちんとプレゼンテーションできる内容をお持ちの企業もいらっしゃるのですが、今、グローバルな視点で言われているビジネスと人権、すなわち人権という観点から、自社の経営を見直すということをやったことがまだない企業はたくさんいて、そこをやっていく、見直していくことによって、実はずちの取り組みというものは、指導原則で求められているこの部分に合致する。だから、こういうことをやっているということを見せていくということが可能になってきます。ですから、その部分というものを、ファシリテートとしていくことが必要になっているのだなというふうに考えられます。

実は私自身、企業の方々に呼ばれて、僭越ながら、役員の人に話をしてほしいとか、よく

言われるのが、CSR部門の方々が、法務部の人にこの問題を説明してもらえませんかというリクエストをいただきます。やはり日本企業というのは、非常にまじめで、コンプライアンス指向があるのです。きちんとした法律があればそれを守ります。けれども、今、このビジネスと人権、つまり、CSRということでは、ここの法規制にこうあるから、これに合致するというのではなく、ここには書かれていないし、ここにはまだきちんと明白になっていないけれども、みずからの企業のオペレーションがどんなことに影響してくるのかということを考えていく想像力というものが必要になってきて、かつそれに対する取り組みというものを、みずから説明していくことが求められています。

昨今、皆様ご承知のとおり、ESG投資等々求められていますし、財務情報だけではなくて、非財務情報の開示ということで、いろいろな取り組みをみずから説明していく必要があるわけでありまして。そういったことを、私たちの事業の中から感じました。

※資料2 2ページ参照

この秋、先ほど申しあげましたアンケート調査ですが、在ASEAN日系企業300社と申しあげたのですが、今回は、海外調査部と共同で「日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査」というものを、欧州、それからアフリカ等々に拡大してアンケート調査を行い、さらに企業の課題というものを浮き彫りにしていければと考えております。

※資料2 3ページ参照

最後になりますが、残念ながら政策経費、実は今年度で終わりでありまして、この私どもの事業自体は、今年度で一つの形にして、終了する予定ですので、今、皆様にお話しさせていただいているように、最後に政策提言を経済産業省に出します。その中で、私たちが行ってきた、企業のニーズと言いますか、日系企業はこんなところが人権に関する意識の部分で、不足と言ったら失礼ですが、ここをもう少し気づく必要があるといったこと。国別の対応が必要であるということ。行動計画、いろいろなところを見てもみますと、たとえばオランダ政府の行動計画では、人権リスクポータルサイトみたいなものを設けています。ここでの事業におけるこのセクターはこんな人権のリスクがあるというようなことを、政府がポータルサイトで提供していたりということはオランダだけではなくて、いろいろな国がやっているのです。将来的に日本政府自体が、ナショナル・アクション・プランをつくるというコミットメントをしていますので、できるのであればそこに意味のある材料を提供できるようにということで、今年度、最終まで持っていきたいと思っています。

これは申し上げたいのですが、今日皆様方、ご議論されることでもありますし、ご意見いた

だくことだと思えるのですけれども、これは企業に対しては、継続的な支援というものが必要になってきているということが、つくづく私たちの調査の中でも明らかになっています。ワークショップでもそうですし、ワークショップ等々行うことによって、企業の方々も、もともと先進的にやっていたらっしゃる企業にとっては、これは本当に重要です、もっと進めてくださいというご意見もいただきますし、それから全然これ気づいていなかった、取引先から言われたけれど、こういうことだったのですねというふうに言われたりすることもあります。

この活動というものは、企業の方々にとっても気づきの場であり、企業の人権に関する課題への取り組みを促進していくために必要であるということをつくづく感じます。特に情報リソースを欠く中小企業への支援です。ご承知のように、日本企業においても、大きい企業は自分たちで予算をかけてトップコミットメントをやって、人権方針を立てるということですが、やはり中小企業の方々、なかなか情報も入りにくいですし、大手の取引先から言われて、対応に困っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃる。そういったところに、取り組みを支援していくということが重要になっていくのだろうと感じます。

やはりジェトロ全体として、大きなネットワークがグローバルにありますので、日本企業のグッドプラクティスを発信していく、シェアしていくということによって、現地パートナーとの信頼醸成ということにもつながっていくのだろうと考えられます。

これは私から言うことではないのですが、まさに本日冒頭に理事やそれから皆様がおっしゃられたように、ガイドラインの中に企業の社会配慮の支援の強化ということがありますので、こういった私たちの事業の材料をさらに活用していただいて、企業がCSRの強化ということに取り組むにあたり、ジェトロとしての役割というのが非常に大きいと、私たち自身の調査活動において、企業の方々からのニーズをいただいております。以上です。

○原科委員長 どうもありがとうございました。いろいろと幅広くお話いただきました。

このガイドライン、改定したときの議論を思い出します。そのころからCSRとかという具体的なアクティビティを広めていきたいと。これは調査をされて、いろいろなことがわかりましたね。それでどうでしょうか。まず、質問等ございますか。

○松本委員 実を言うと、山田さんのお話を聞いて、ジェトロさんに伺いたいことが出たのですけれども。

○原科委員長 では、まず山田さんのご報告の中で、疑問に思ったことを先に。（企業にとっての）説明能力ですね。それでは。

○富澤委員 JICAの富澤でございますが、大変参考になる調査、ありがとうございます。

最後のところで、グッドプラクティスを官民協力して発信していくということがございまして、ここは非常に大事なところだと思うのですが、今回の調査の中で、具体的に見つかったグッドプラクティスとしては、どのようなものがあったのかということと、これは最終の報告書で、グッドプラクティスをまとめられて、公表されるのかということについて、教えていただきたいと思います。

○山田グループ長 ありがとうございます。グッドプラクティス、実は私たちもみつけるべく努力をしているのですけれども、「グッドプラクティス集」になるぐらい集められるかどうかは、私たちのプロジェクトの中では何とも言えないのですけれども。

私自身が、これグッドプラクティスだなとつくづく感じたのは、富澤委員がご承知のとおり、ミャンマーのティラワの工業団地の中で、産業廃棄物処理事業のオペレーションをされています企業の方と、私たちがミャンマーでワークショップをやったときに、その企業の方がどういうことを行っているかということをお話しされました。正直言うと、工業団地に関しても、私自身もいろいろ考えるところがあるのですが、日本全体のプロジェクトにおける、工業団地なり、SEZ（経済特区）であれば、やはり日本としてのグッドプラクティスというものを、そこで紹介して、導入する場であるべきだと思うのですね。もちろん企業の方々の本音を言えば、そこでは人件費が、もしかしたら、ほかと比べて安いし、それから、逆に労働者も豊富だしと、いろいろな理由で、工業団地に進出されるわけなのですけれども、やはり長い目で見て、ああ、日本がやっている工業団地だなというのは、そのコミュニティ、それから、その国の人々に伝わるわけです。そのときに、ではその工業団地では一体どんなプラクティスをやっているのかということ、本来であれば、私としては、今、日本政府全体が政策パッケージ、インフラパッケージとしてやっている中に、労働、それから環境はもちろん入っていますし、だったら、そこで労働や人権ということも一つのパッケージの中に入れていけば、それが売りになっていくのだろうとは思っております。

話を戻すと、例えば、産業廃棄物の処理をされている企業の方がおっしゃられたのは、製造業だったら来て、何年かでもし採算が合わなかったら、撤退可能だけれど、自分たちの業種は、ここで50年、100年、影響を残していく事業であるので、これはいわゆる政府としてとか、工業団地全体としてのポリシーがあるなしにかかわらず、自分たちはコミュニティに理解を求めたいということで、みずからその現地法人の社長さんが、定期的に、周辺のコミュニティを回ってお話の場を設けたり、それから、地域の人々を自分たちのサイトに招い

て、自分たちの廃棄物処理というものはこういうふうになっているということを紹介されているわけですね。現地という言葉での発信というものをされています。本当にいいプラクティスであり、そういうものが共有されれば、日本企業全体が底上げになります。非常に良いプラクティスになるという風に思いました。

○原科委員長 業種はどのような業種ですか。

○山田グループ長 産業廃棄物処理です。

○高梨委員 今の点でご質問したいのですけれども、僕らの認識では、しばらく前は、日本企業が、ある程度、法律を避けて、現地はいろんな意味で、エンフォースメントが弱いからということでやっているという認識は、それこそ二、三十年前までは、どちらかという当たり前のところだった。最近では、ASEANを中心に、そういうことをしたら、まず日本企業自身がいろいろ不利になるというふうを考えて、改善されて、現地企業ではそれなりに実は問題になっていると私は理解していたのですけれども、その先進事例であるティラワで、まだ日本企業がそういうのを免れようとしているというようなニュアンスで今お聞きしたのですが、要するにグッドプラクティスで、日本企業が現地で、例えば廃物処理や汚水処理なんかを、それこそ日本と同じようなレベルまで持っていこうというのが、普通なのかなと思っていたのです。今のお話だと、必ずしもそうではないということもあるのでしょうか。

○山田グループ長 いえ、私が申し上げたのは、そうではなくて。環境の基準等々の話を、今、私は申し上げたのではなくて、その住民に対する説明責任、エンゲージメントについてです。

○原科委員長 今の話は、サステナブルにしようという発想で基準が変わっているのでしょうか。だから、やっている水準はおっしゃるようなことをやっているのですよ。それをさらにサステナブルにするために、現地の理解を得ようと、そういう努力している。だから、エンゲージメントだと。

○高梨委員 日本企業自体はそれなりにやっているのだらうと思いますよ。

○原科委員長 そうだと思いますよ。日本の水準でやっているのだけど、そのことを理解してもらっている。そういうことでしょう。

○山田グループ長 環境に関して、日本がどのような水準でやっているかというのは、個々の事例を見てもわからないので、もちろん環境基準が低い国には、最低限そこに合わせるのが、企業にとっては求められていることなので、さらにどれだけハードルを上上げるかというのは、個々の企業プロジェクトによる判断だと思います。なので、全てにおいて、

日本企業の水準のものを、海外において展開しているというのは、それは違うかと思えます。

労働基準に関しても、各国の基準というのは、なかなか国際基準まで満たしていない法制を持っているところがあり、かつ労働基準監督が弱いところがある場合は、残念ながら、日本企業の中でも、そういったところで、最低限にやればよいというご意見でいらっしゃることもあります。なので、その水準をどれだけ自分たちで認識して、自分たちの企業として律して上げていくかというのは、今は個々の企業の努力によっていると思えます。なので、我々としては、そこを埋めていかないと。それというのは、つまりは、将来的には、現地における人々の人権に対するリスクに対し、そこを手当しないことによって、企業にとってもリスクになっていく可能性があるということをお知らせしていきたいし、お知らせしていくということだと思います。

○松本委員 今回、この委員会のために、準備していただいたのですが、拝見していて、どちらかというと、全体的な傾向とか、意識というのはわかったのですが、しかし、先ほど山田さんがちらちらと言ったように、業種であるとか、人権リスクの高いものと、それほどでもない、もちろん全てに網羅的にかかるものはあるとしても、やはりいろいろと遅れると、本当に悪影響が及ぶような業種、あるいは国、あるいはもう少し細かな視点というのが、実は結構大事なのではないかなと思うのですが、今回の出来上る報告書が、どのぐらいまで踏み込んで書かれるのか。つまり、程度をばらけて、やはりここは早急に手をつけなければいけない業種、あるいは国なのではないか、みたいなものという点については、そのあたりまで浮き彫りになってくるのでしょうか。

○山田グループ長 私たちも予算規模等、タイムスパンの問題があるので、松本委員がおっしゃられるようなことまで踏み込めるかどうかわからないのですけれども、少なくとも、今回はスライドにはしなかったのですが、やはり業種によって、ここの部分が重要だと思っているとこのバリエーションは、私たちのアンケート調査によって出てきますので、そのセクター別というものは、ある程度出てくるかと思えます。

例えば、人権の尊重というものに関して、今、取り組んでいるという比率が高い業種は、繊維・アパレルです。というのは、やっぱりラナプラザの件もありますし、今、いろいろなところで、いろいろなことが起こっていますし、それから、消費者、エンドユーザーとの関係もありますので、一番センシティブに動かれているので、人権ということに関しての答え方はやっぱり非常に高いですね。あとそれから、この間、電子産業におけるグローバルなサプライチェーンでEICC(Electronic Industry Citizenship Coalition)がRBA(Responsible

Business Alliance)というふうに変更され、欧米の企業を中心に、サプライチェーン上における、特に移住労働者の話というものにセンシティブになっているし、鉱物資源についてもそうですね。

特にこの辺がということについても、この間の研究会でも議論になったのですが、得てして、ジェトロもそうですし、我々もそうなのですが、海外における日本企業ということを考えがちなのですが、実は国内における問題も非常に重要で、それはいろいろな問題を抱えていて、まさに先ほど申し上げた移住労働者の話でいけば、技能実習生の制度というものに関して、制度自体がどうかということではなくて、やはりプラクティスの中でひどい事例がみられていて、残念ながら、日本のサプライチェーンにおける、実はリスクとして海外から見られているということ、私もいろいろな方からお聞きしています。これというのは、技能実習生の制度を維持して、我々の労働力として大事だと思っているのであれば、能動的にいい取り組みを見せていく必要があるということと感じています。

○松本委員 わかりました。パーセントだけで語れないものが恐らくあって、この業種で、どうしてこんなに低いのだろうか、この業種ならこれだけ高いからいいのだろうか、何かもう少しみたいなのがあればと思ひまして、そういう質問をさせていただきました。

○山田グループ長 では引き続き。

○松本委員 ジェトロへの質問は後でします。

○作本審査役 今の業種別、セクター別という話が出たのですが、環境省は3年間のプロジェクトを始めまして、1年目の有識者報告を出したばかりなので、その中で大企業と中小企業を分ける。大企業について、国際水準を守っていただくということが大原則にしつつ、中小について、これから検討をむしろ深めていって、ガイドラインに対することでCSRを環境保護として、これを出すために指導していこうという、そういう姿勢を示したのです。

○塩田委員 このアンケートの結果は、11ページから14ページ、16ページに表示している内容をベースにしているかと思いますが、その中に、無回答というのがあります。大企業でありながら無回答、その大企業が海外に進出して、ビジネスをしているにもかかわらず、このようなアンケートに協力してもらおうとしているにもかかわらず、回答がないのは、何か理由があるのでしょうか。このような企業が極端な言い方をすると、足をひっぱっているのではないかという気がしますが、その辺はどうでしょうか。

○山田グループ長 なるほど。私たち、無回答のところにはまでは着目していなかったのですが、確かに方針を持っていますかということに関して、持っていないと答えられる方もいれば、

そこでやはりどっちか答えられない、無回答というところがあります。

○塩田委員 何も書いていないのですか。何か文章で少しは書いて頂いた方が。

○山田グループ長 これはやはり無回答は無回答なので。

○原科委員長 方針がないとも言えないけれども、あるとも言えないですね。

○山田グループ長 または、求められたことがあるのかというときに、実は回答者の方がわかっていらっしゃらない場合があるのですね。これは実は、経営層の方々にお聞きしているわけではなくて、これはアンケートをどの担当者の方が担当されるかによるので、そういった意味では、求められることがあるかどうかわからないとか、方針を持っているかどうかもわからないというところで、無回答とされてしまう場合もあるのかもしれません。でも、塩田委員がおっしゃったように、そこは重要だと思います。

○原科委員長 それでは、あと時間が15分ぐらい。もうちょっと一般的な広い意味で、さきほどのジェトロにも聞きたいというようなところがあれば。

私、CSRは強制とか、規制ではないので、自主的な活動なので、なかなかルールづくりが難しいと思うのですけれども。ただCSRをやっていることは、認識しなければいけないです。ですから、情報公開とか、そういう枠組みは必要だと思うのですね。さっきの財務報告でもそれ以外でも出すとか。そういう枠組みについては、ルールを作っておいたほうがいいのかと思います。どんなことをやるかが重要だから。そういう情報が伝わるチャンネルがないといけないですね。

最後のところで、提言でも、成果発信・情報提供とか、企業サポートのためのセミナー、ワークショップが重要と書いておられますよね。これなどは情報を伝えられるチャンネルですね。そのようなことで、そういうものをきちんと政府として示していくことが、英語でコミットと言っているなら、本気であるということですから。我が国は指導原則の履行にコミットしていると書いてあるのだから、そうであれば、具体的な枠組みぐらいはきちっと作らないといけないのだと思いますけれども。

ということで、どちらでも。山田グループ長あるいは前田理事、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○前田理事 松本さんからまずお聞きした上でお話をさせていただきます。

○原科委員長 じゃあ松本さんから。

○松本委員 今の原科委員長のお話にも関係しますが、一応ガイドラインに照らし合わせてみるという役割も諮問委員会の中にありますし、まさにリファーされた、ガイドライン5

ページの3. の(1)のところに書いてある部分であって、つまり、情報提供をするという役割として、ジェトロがあると。かつ中小企業を始め、どうしていいかわからないようなときの相談窓口としてもジェトロがあるということなのですが、今回、こういう調査をやられて、これを受けて、ジェトロとして、日本政府全体というよりも、ジェトロの諮問委員会ですね、ジェトロとしてどのような取り組みが可能なのか、あるいは先ほどやや恨み節ではないですが、今年でお金が終わってしまうという話もありました。ジェトロの取り組みとして、このガイドラインにも書かれているので、その一つとして、何か継続的に、試みを発展させていくようなお考えがないのかという点について、私は一番伺いたいと思っています。

○高梨委員 若干補足的に。やはり我々のひと昔前のガイドラインを作成した当時の話を思い出したところもあるのですが、我々コンサル業界でも、一つはコンプライアンスの問題だけれども、随分処罰されるという大きな事件になっているのが幾つもありまして、いわゆる賄賂、その他の問題で、突き詰めていくと、日本側からやったということになる。結果的にそうなったとしても、現実的には向こうから働きかけられたというのがもの凄く多いのですよ。我々の仕事を円滑にするために、いろいろそういうものが必要だということを言われ、それを断り切れないで、いろいろな事件に発展してしまったということで、それを今、解決する我々の手段として、政府と一緒にやっているのは、日本政府としては、しっかりとコミットメントを持って、一番具体的なのは、現地のそういうことを起こした政府職員を処罰すること。これは最近の事件では、我々いつも外務省にお願いをして、日本側だけが処罰されるのではなくて、そういうことをやった向こうのほうにもしっかり処罰してもらおう。これがもの凄くコンプライアンス実施上、メリットとして、我々の後押しにもなっている。ですから我々もコンプライアンスカードをつくって、そういうことをしたら、こういうことで、日本で処罰されますよ、我々も処罰されたら、あなたも処罰されますよと。そういうことでいくと、ジェトロさんの役割が大きいなということです。

それから、環境問題も、実際我々、現場で環境アセスメントをやっているのですが、今、JICAさんと協力して、今年もプラクティショナーであるローカルコンサルタントに対する、能力強化として、ベトナムと、インドネシアで、12月にセミナーをやる予定です。我々が環境社会ガイドラインをわかっていてやるのと、それからローカルなコンサルタントでやるのと、環境アセスメントではダブルスタンダードができてしまっているのですね。補償の問題でもしかりで、それがもの凄くて、いまだに続いていて、それを何とか解消しなければいけない。そのためには、一つの準拠する方法として、JICAさんのガイドラインをぜひ使って

いきましょうということを向こうでプロモートして、それをできるだけローカライズしようというようなことをやっているのですね。

ですから、そういう面では、ODAでいえば、日本政府と書いたのですが、ビジネスでいえば、やはりジェトロさんのアドバイザーサービスというものがすごく重要なような気がして、さっきの中小企業も含めて、何らかの形でこういうことを、日本機関、それから日本企業としてやっていくのだということをバックアップする意味では、調査はある程度、一つの段階を終えたのかもしれませんが。でも実際のプラクティカルな面では、ジェトロさんの役割というのは大事な気がしています。そういう意味では、ぜひ組織として継続して、日本企業を応援するという、日本企業の個々の問題だと片付けしないで、コミュニティとして、ビジネスコミュニティとして応援するのだということかと思えます。

○田辺委員 松本委員は将来の今後の方針ということをおっしゃられたのですが、現状、ジェトロは各事務所でどれくらい人権の情報を提供できる体制にあるか。現在、相談の中で、そういった人権情報をどれくらい提供できているか、もしあれば教えていただきたい。

○前田理事 皆様のご指摘を、ちょっと全体的にまとめる形で、私の私見、あるいは個人的な印象も含めて、お話をさせていただきます。

まず、私はジェトロに勤めて長いですが、CSRというのは、もともとは欧米に出ていくときに、現地でよきコミュニティ、よき市民企業になりましょうということで、ドネーションや、地元でプログラムをして、日本のことを理解してもらいましょうというような趣旨がまず最初にあり、その後に高梨委員が言われたように、特にアジアでのコンプライアンスということでは、企業が実際に袖の下で罰せられたりなどということが随分出てきています。日本企業が欧米の中で、ある程度、立場なりコミュニティの中に溶け込んだ後は、今度は逆に途上国や、新興国を中心として、新規で出ていったところでトラブルを起こすというケース、これは日本のみならずでしようが、気をつけなければいけないという話が随分出てきています。今、ここに来て、新たな見方というか局面というか、SDGsという目標が出てきたり、あるいはEGS投資が重要です、人権が大事ですという、こういう話が全体としてまとまってきています。日本企業も、概念として理解をしつつ、では具体的に何をやればいいのかというところで、我々が理解している限りにおいては、例えば人権というのはどういう構成で気をつけなければいけないかといったときに、例えば、労働でしたら、最低賃金は当然守らなければいけないということから始まって、児童労働などはとんでもないですとか、労働者の権利保護はしなければいけないなどという、いわゆる労使関係的な、あるいは労働者保護的な

ところの塊があります。それから、これが安全基準、環境基準という点で、途上国は往々にして、レベルが低い上に、それを守っていればいいのか、そうではないというところですか、という要素、要素できっちり考えていきましょう、あるいはコンプライアンス守っていきましょうということは、実は我々は既にやっているレベルなのです。

ところが、単品でこれを見ている、全部組み合わせたら、よろしくないのではという話も出てきます。

さらに、サプライチェーンを随分強調されていましたが、我々が意識しないでやっているところで、こちらでとんでもない人がいて、そこから入れているじゃないというと、こちらもだめになるというような、複合的な見方なり、あるいは多様な価値観でものを見ていかなければいけない。これは、私の理解では、最近、企業が進出していくに当たって、気をつけなければいけない点です。もっといいますと、大企業でも、そこまできちんと網を張って活動しているか、特に海外においていかがか、という、これは疑問です。

翻って、我々かというと、まず、そういう世の中になっているというところで、我々自身、ジェトロの職員、あるいは先ほどアドバイザーからお話がありましたが、アドバイザーには、新たなコンセプトなり、あるいは今、これに気をつけなければいけないというところ、きっちり教育していかなければいけないというところがまずもって、我々がやるべきことだと思います。

人権について、どういうポイントでアドバイスしているかというお話ですが、各国、各所で、問題があれば、それを我々は情報として持っていますから、こういう話があります、ここは気をつけたほうが良いというようにアドバイスしています。バングラデシュは特に典型ですが、それでは多分足りないのです。あくまでも点でしか対応していないという意味においては、それは線であり、面であり、というような形では、我々組織的に対応していかなければいけないというのが、恐らく山田グループ長の意図するところではないかと思いません。

十分な情報共有なり、あるいは意識づけがなっているかという、そこはなっていないでしょうから、まず、「隗より始めよ」ではないですが、我々からやらなければいけない部分ではありますし、加えてそれが外に対しての発信という意味で、力を入れていかなければいけない部分だと思います。

我々の一番重要かつ、得意な部分は事例を集めることですので、先ほど話が出ましたように、グッドプラクティスというのは、まさに我々がやるべきポイントだと思います。そこが

新たな事業なり情報収集の観点として、我々がそういうものを集め、グッドプラクティスを啓蒙・普及していくことも、これからやっていかなければいけない課題だと理解しております。以上でございます。

○松本委員 理事の発言ということで、これを実際やられていくというふうに理解して宜しいですか。

○前田理事 私の目が黒いうちはやってまいります。

○原科委員長 そういうことをある程度、文章で表現しないとまずいですね。

○松本委員 山田さんの話を伺う限り、まだ蓄積段階としても十分できていないという課題がある。

○山田グループ長 蓄積というのはどういう意味においてでしょうか。

○松本委員 つまり情報の蓄積。グッドプラクティスをするにしても、そもそも素材自体が十分に集まっているわけではない、という理解でよろしいですか。

○山田グループ長 これは企業の方々の毎日のプラクティスをどの観点から照射して見ていくかということだと思うのですね。皆さん本当に、経営者の方々は、労働者のことも一生懸命考えてらっしゃるし、環境基準も満たさなければいけないし、いろいろなことを考えておられるのですが、今、この大きなフレームワークが世の中にあって、今、責任あるサプライチェーンという言葉なるものが出てきて、グローバルな動きで、こんなものがあるという、このガイドラインがあって、指導原則があって、ILOの中核的労働基準があってさまざまな中に自分たちをどう当てはめて、それをどう表現していくかということが問われているところだと思うのです。ですから、私自身としては、もちろんジェトロとして、自らの事業自身もそうやって問い直していく必要があるというふうに考えていますし、やはり我々ができるのは、企業への支援なのですね。

私としては、政策実現のサポートというのは、やはりジェトロとしての役割は非常に重要で、その政策の部分は、やはり日本政府がこれから、もっと経済産業省なり外務省なりが、この課題について発信を強めていくということが必要だと思っていますし、私たちの研究会のほうでもそういったことを議論しています。

○原科委員長 その政策立案のサポートというのはどういう政策ですか。

○山田グループ長 政策立案の材料を提供する、そして、その政策の実行をサポートすることです。経済産業省などが指導原則を企業の人たちが理解したり、これに取り組んだりするように、どんな政策をしたらいいかということ盛り込んでいくのが行動計画のナン

ショナル・アクション・プランなのですけれども、具体的にこんなことをすると企業が動きやすい、などです。

○原科委員長 NAPの作成ということでしょうか。

○山田グループ長 はい。ナショナル・アクション・プランの作成の中に、ナショナル・アクション・プラン自体は、私たち自身がもちろんだraftするわけではなく、政府がつくるものなのですが、そこに必要な材料を入れていき、かつ恐らく今後その指導原則というものを、それでは実行していきましようとなったときに、やっぱり実行部隊になるのはジェトロでありJICAであり、やはり日本企業、日本政府と関係深い機関というものが重要な政策を実現するアクターになるというふうに考えられます。

○原科委員長 何か今日のお話を伺うと、この研究は、もう少しやったほうがいいような感じがします。これで打ち切りになるのですか。何年やったのですか。

○山田グループ長 この事業は2年間です。

○原科委員長 2年間。

○山田グループ長 はい。どうですか、前田理事。

○前田理事 もう少し具体的なところに落とし込めないのですか。例えば、我々よくチェックリストのようにこの部分がポイント、肝ですと示すのです。あるいはこれをしてはいけません、これはどんどんやりましよう、というような具体的なことが並んでいると、企業の人もそれを見ながら「そういうことか。」と言ってやっていけるとか。それは国によって、業種によって、形態によって違うのですが、私の理解では、別個のもう少し太い幹をつくるのがナショナル・アクション・プランだと思うのです。それをもう一步踏み込んで、それはそちらでやってほしいと言われたらつらいのですが。私が聞くのも変ですが、もう少し具体的にわかりやすいような形にはならないですか。

○松本委員 各国が既に作っているもの、参考になるのは各国がナショナル・アクション・プランをどういうふうに確保しているかというのは知りたいですよね。先にNAPをつくっている国でどうなのか。

○前田理事 あとは、先ほどH&Mが出ましたが、先進企業による、進んだ取り組みをやっている企業のグッドプラクティス、日本だけではなくて、というところを並べると、日本企業はそうかという気づきになるのでしょうか。

○原科委員長 特に中小企業支援っておっしゃっていましたね。そういう意味でも、そういうターゲットに向けてしっかりやっていると思いますので。

○松本委員 山田さんに申しあげることではないかもしれませんが、我々よく経産省へ何か言えないかということが、ずっとこの20回の諮問委員会の最大の課題であります。ずっと作本さんを悩ませていることでもあるのですが、難しいですね。おっしゃったように、経済産業省とかジェトロが、現場の実際に起きていることをもとに政策を提言していくというのは、もともと我々もすごく期待していたものであります。ですが、なかなかこれは我々のこの委員会でも一つのハードルで、そこまでできないだろうというのが大体共通してしまって、今ここに至っているのです。そういう意味ではやはりジェトロとして、今一番できること、ジェトロの所掌範囲の中で一番できることという議論に我々もなっていて、その中でガイドラインに書いてあるようなことは、積極的に是非取り組んで頂きたいなというところなのです。

○作本審査役 今回の松本委員のお話ですが、例えばこちらのほうからCSRはこれですよ、これもしますよということはよろしいことだと思うのです。それについていろいろあるかと思うのですが、かといって、CSRって中身なんなの、ということになるとどうでしょうか。今環境の次に人権があるみたいな、火がついたというか関心が、国際基準となりつつあります。例えば、EUでROH'sだとか有害化学物質の規制が出れば、それが世界中に波及して、まわりまわって東南アジアの企業がヨーロッパ向けに部品さえも、ねじ1つさえも輸出できないということになっている。もう世界が小さくなっているわけですね。その中でもジェトロがCSRのみならず、いろんな分野に目を配って指導するということが、それは大前提ではわかるのですが、CSRは御存じのように、中に消費者問題もあり、いろんなテーマが入っているわけです。環境と人権はどちらかと言えば、労務も含めてわかりやすいかもしれないです。実はそのあたりを、大企業は国際標準でやるべきとされ、もう実際やっていますが、それ以外の中小さん、言葉悪いですけどラーメン屋さんでこれから事業を始めるときに、どのようなわかりやすさでもって、我々はそのメッセージを伝えたらいいのかということなかなか難しいですよ。ある意味では、コンプライアンス的にこれは守るべきという、守ったほうが良いのではないですか、無難ですよというか、リスク回避から積極的な基準を示すことができれば一番ありがたいと思います。

そういう意味で、ジェトロが今一番抱え持っているのは大企業よりもむしろ中小企業。これからアジア中心に出てくるときに、どのようなメッセージを送れるかと。しかし、CSRと大きい言葉を使って概念の定義も定まったのかどうかかわからないような方法だけでいけるのか、前に進んでいいのかどうかというところで私どもも頭を悩ますところです。そういう

意味では、グッドプラクティスを積み上げるということは、とてもいい参考になるかと思えます。

○高梨委員 もうやれるところからやったらいいじゃないですかね。せつかくまとめていただいたのですから。だって中小企業ですから、サプライチェーンに入っていかなかったら大変なことですからね。だからそういうグッドプラクティス含めたチェックリスト、それから前田理事がおっしゃったようなことをやればいい。こういうことをしっかり守らないと、これからグローバルに展開できませんよという指針になるようなことを具体的に言ってあげるといえるものですね。本当のジェトロさんの役割だと思います。

○山田グループ長 最後に少しだけお話ししたいのですが。

今日、ビジネスと人権ということで、私、お話し申し上げたのですが、今、作本さんが言及したように、実は別にご承知のOECD、「多国籍企業ガイドライン」というのがありまして、そこには環境あり、それから人権あり、労働あり、それから消費者保護ありといろいろ入っているのですが、実はOECDのほうも熱心に今度は別の略語で、RBCなのですが、リスポンシブル・ビジネス・コンダクトの推進ということを非常に熱心にやっています。このビジネスと人権を推進している、国連ワーキンググループのメンバーと、そのリスポンシブル・ビジネス・コンダクト、OECDガイドラインを推進しているOECDのメンバーというのが協同して動いていますので、これは一つの何というかパッケージといいますか、大きなCSRというコンセプトの中で、さまざまな動きがあります。

いずれも、私自身が思うのは、もちろん環境大切です、人権大切なのですが、皆さんやっぱりこれはビジネス、企業の競争力ということを考えていけば、最終的にはサステナブルな社会を実現する、サステナブルなビジネスを実現するということにつながっていくときに、これからやはり取り組んでいかなきゃいけないフレームワークというふうに私自身はつたない経験の中から感じております。

○原科委員長 それについて、どうでしょうか。何かパニッシュメントがないと抜け道になってしまう。だからやっぱり私は報告会ベースだと思う。

○山田グループ長 そうなのです。原科委員長がおっしゃったように、スマートミックスが大事と言われていて、いわゆるがちがちのそれこそ処罰を込めた厳しい規制、レギュレーションでやるのか、それともボランタリーになんとか企業にアワードするとか、そういう政府調達のいろんなバリエーションがあるのですが、そののぎちぎちのパニッシュメントなんかのような規制にするのか、いやいや、あくまでこれは事業の自主性という。

○原科委員長 いや、自主性だったらそのマナーというか。そういう感じです。

○山田グループ長 そうですね。規制と自主性を組み合わせた賢い政策が必要です。

○原科委員長 インパクトアセスメントとね、日本の環境アセスメントはだからそういう点でちょっとずれている。規制、規制って言うのだけど、本来あれは枠組み規制だから、ルールだけ。中身は結構自由度が高いはずなのですね。日本はそうになってないからパニッシュメントですよ。だから、もしいいものがあつたら、そのプロセスで評価されるといいですね。そういう情報交換チャンネルなのです。そういう仕組みにすると、まさに競争力ですよ。レピュテーション上がりますからね。競争力次第となるかもしれない。

時間も大分過ぎまして、あつという間に。考えると、課題はいろいろあつたりしますが、我々の委員会のスケジュールはこの先どんなものになっていますか。

○作本審査役 私たちとしてもまだ具体的に考えておりませんが、今日何か具体的な方向や計画やら示されればそれに沿って進めます。

○原科委員長 次回はいつでしたか。予定は決まっていますか。例年だと春ぐらいになりますけど。

○作本審査役 今まで、というか報告書の作業を終わりましたから例年、年度に1回ほどでやっているのですが、次にもし何か具体的に調査を行った上でということになると、若干の期間はいただくのではないかと思います。

○松本委員 現実には、先ほど田辺委員の話にもありましたが、やはり前回もこのCSRの話をここで議論しましたし、今回もまたビジネスと人権という話もあり、現在の国際的な潮流の中でも高まっている。まあ残念ながら、やはり公的機関のプレゼンスが後退している部分も後押しして、そういう部分がより注目されているということだと思っておりますが、そういう意味で、やはりそういう部分でジェトロが今どのぐらいそれを抱えているのか。例えば先ほどの相談がどうであるとかいう話もあつたと思いますが、具体的にジェトロの業務としてどういうものが近年CSRやビジネスと人権、そうしたSDGsに絡んで業務を行っている、あるいは相談を受けているかという実態から少し。ガイドラインの諮問委員会ということもありますので、ガイドラインと照らし合わせて検討するというのとは一つあるかなと思います。今、2回続けて外部の講師にお話を伺ってきたので、やはり本筋であるジェトロさんの業務の変化というか、あるいはジェトロさんの業務から見えてくる課題というところを、やはり委員会の中では議論していきたいところはあると思います。

○前田理事 ありがとうございます。我々の仕事を通じてというところですが、例えばどう

いう問い合わせがあるか、それに対してどういう回答をしたのかというのは、割と細かく記録はとっているのですが、その「どういう」というカテゴリの中に、例えばCSRに関してとか、いわんやその人権とビジネスに関してというような取り方をしていなくて、例えば現地の規制に対する問い合わせがあって、どう回答したのか、あるいは現地の労働法に対してどういう問い合わせがあってということまではわかるのですが、ですからそれを全部CSR絡みでとらえていいのかとか、あるいはそれが本当に人権にかかわる問題なのかという、これは検証不可能です。ですから、むしろ我々として何ができるかという、もっと定性的な感じで、現地に問い合わせをして、こういうところでこういう観点でものを見たときに特徴的なことは何かあるかとか、具体的にはどういう問い合わせがあってどう答えたのかとか、あるいは現地政府との関係なり、現地の社会との関係でどういう問題が今考えられるのかといったようなやりとりはできると思います。

加えて、探してみなければわかりませんが、さっき言ったようなグッドプラクティスというものが、どれだけ存在するかというところで、もっと言うとその日本企業に対して、参考になりそうな事例を挙げていただけないかというような調査も考えられます。そういうことであれば、対応は可能だと思いますが、全部の我々の活動の中で、どの程度の割合が、どの程度というのは、ちょっとこれは不可能だと思います。むしろこちらからアクティブに問いかけていかないと、そういう話はなかなか出てこない。それは、根っこには、我々はひたすらアクセルを踏む機関であって、皆さん行きましょ、行きましょとやっている中で、いやいや、それは駄目ですよ、これは気をつけてくださいというのは、なかなか言いにくい局面があるといえますか、言いにくい性格の組織であるということとも言われます。

○松本委員　でも先ほど山田さんの発表の中で重要だと思ったのは、プレゼンテーションの仕方というか、現在起きていることをどのように説明するのか。それまさにジェトロさんにも問われていることなのじゃないかなと。つまり、その枠組みで情報取っていませんよと言っていると、先ほどの山田さんの発表にあったような、そういう説明を国際社会においてうまくできない、むしろそれを、原則をリファーするなりして、その自分たちがサポートしているものをもう一度説明し直してみるという点では、意味があるのかなというふうに思って今日の話聞いたのです。だから別に定量的である必要には私は全然こだわりはないのですが。

○原科委員長　これまでは、毎回報告をしてもらいました。ですからその報告の中で今みたいな観点から整理したものでいいですね。これまで、懇談会に対する提言が出てきますけど、

あるところまで、今日の議論みたいなことで、もうちょっと具体的な物差しでざっと準備していただこうかな。

○作本審査役 もう一回そのあたりも。

まずジェトロはですね、ホームページ見てすぐわかるように、国内法の遵守と。その中にはもう麻薬取扱等の社会的公序良俗に反する、いわゆる悪い行為ですね。入り口の文化、社会の尊重や、法律で規定するならするなという、そこは押さえてあるわけですね。さらにネガティブリストには投資するなという基本原則を打ち示すことによってですが、まず一番大きい投網を投げることににおいては、こちらでメッセージを送っているわけなのです。違法行為をやるなど。ですが、それを越えた形で、今実際起きている人権とかいろんな環境問題。私がさらに感じるのは、インドの基準値あるいは法律のほうがしっかりできているのです。場合によっては、日本をはるかに超える、数段も超える。むしろほかのアジア諸国のほうがエンフォースメントの問題も若干ありますけれども、もっと厳しい場合がある。現場を知らずに厳しい基準だけを採用するという、そんな動きがあるので、その辺よりはそれをもって法律と違反するかと問われてしまうと答えづらいものがあるのではないかと思います。

○高梨委員 今でも、現地で日本人商工会議所にジェトロさんが協力してやっておられますよね。定期的に会議とかいろんなことやっている。いろんな分野ごとに分かれていますよね。そういうところでは、日ごろからどういう問題があるのか、何か出てくるのではないですか。

○前田理事 そうです。むしろ、そこで議論されていますのは現地のビジネス環境改善の、こちら側からの要望を現地政府なり、あるいはASEAN全体に伝えるといったような動きなのです。ですから各社さん、自分たちが抱えている問題を共有しようということで、一社特有の、あるいは業界特有のネガティブな面をその場で議論してというようなことはあまりなくて、ここがこの地では問題になっていますということを例示して、問題というのは現地側の責任で、現地側の法的な問題、現地側のエンフォースメントの問題ですということを開示してほしい、という話をするのが主です。だから、困っていることはむしろ、こっそりと教えてくれるというふうなパターンのほうが多いのです。

○原科委員長 春ぐらいにまた開きますか。そのときに、従来の形のものをしていただきますけど、加えてきょうの議論で、なかなか答えにくいことがたくさんあるかもしれませんけれど、なんかそういう情報をできるだけ整理していただいて出していただくということで、具体的なものを。どうでしょう。

○高梨委員 今、JICAさんなんかでSDGsが出てきたのを拝見していると、各そのターゲットとそれから160幾つの細目に対して、JICAさんの事業がどういうふうに関連しているかというの、全部もう一度再グルーピングして、整理しておられるのですよね。そういう作業をジェトロさんの事業ではやれるのですか。ある程度言っていかななくてはいけないですね、SDGs関連をジェトロさんとしてこうやっていますよ、と。

○前田理事 こういう言い方をすると若干逃げている感じがするかもしれませんが、JICAさんのお仕事は、基本は相手国政府、相手国のために社会課題を解決しつつというところで、そのためのお仕事をやられているという意味では、直接SDGsが目的化しているというようなどころがあるのではないかと思います。我々実はもっとミクロのところ、中小企業さんが利益を上げるためにはどうしましょうというところで、サポートをしているという、非常に目的が両極端なようなどころにあります。こっちの人に対して、SDGsの細分化された目標のためにあなたは何やりますか、というようなどころまでは、申し訳ないけど、ちょっとそれは我々の事業目的とは違う分野だと思います。

ただ、そうは言っても日本企業が外に出ていくときに、実際何が起こっていて、あるいはそれに対してどういう問題になるのかという事実を把握するのは我々の役目でもありますから、そこまでは一部さきほど定性的と言いましたが、どういうのがあるかというのを聞くことであればできますということでしょうか。いかがでしょうか、富澤委員。

○富澤委員 JICAの役割というのは、途上国への開発支援でございますが、私もジェトロさんの事業がどういうふうに関連しているか、というところは詳しくはわからないのですが、例えばグッドプラクティスなりで日本企業さんの事例がSDGsにつながったというような形で整理することはできるのではないかなと思います。私も、以前サウジアラビアのJICA事務所に勤務しておりましたが、ああいう国ですとJICAの事業よりも、ジェトロさんの事業のほうが圧倒的に多い状況でした。そういう中で、例えばサウジアラビアの下水の事業に日本の民間企業さんが入って行って、それできれいな環境ができたという事例があれば、それはSDGsの都市環境なりにつながっていくとか、そういう整理の仕方はあるのではないかと思います。

○原科委員長 まあJICAのほうが総合的な取り組みになると思いますから。ただ、企業行動としてやっぱりいろんな側面に関係してくると思うので、そういう側面、全部の中のどこに特にジェトロとして、関与できるか。そういう整理ではできないでしょうか。全て網羅しなくていいですよ。企業としてこの辺りは多分。委員会や政府がそう言ったとしても、企業

関連の分野があるわけですから。ODAと違うからという。特に経済活動関係はSDGsに入っていますから。そういう項目があるとかかなり進みますよ。あるのではないのでしょうか。

○前田理事 我々も、何ができるかも含めて検討して、その結果を原科委員長とご相談させていただきながら、次回どういう形でやるかをまた諮りたいと思います。

○原科委員長 そうしますと、いつも3月くらいに開催ですよ。2月ですか。

○作本審査役 年度内はちょっときついと思います。年度越えた4月以降になるのではないですか。時期的に。

○原科委員長 それだけ時間があれば。

○前田理事 それまでに我々も、検討します。

○原科委員長 そうですね。本年度の活動の中のものはある程度整理して、来年の初めに出示していただく。そんな感じでいいのではないのでしょうか。そんなスケジュールならば可能ですか。

○作本審査役 ただ、どういう分類というか、CSRの全項目を取り上げなくてもいいのではないかというふうに考えます。主要項目、特に海外投資貿易に係るところの分野をこちらで分けた上でですね。

○前田理事 私の理解は、より具体的な実例を挙げることではないか、と思うのですが。さきほどグッドプラクティスという話が出てきていますが、理論で我々をご説明するような組織ではないですし、事実こういうことが起こっていますとか、あるいはこういうことをやっていますということをご紹介しながら、それを広めていくということが大きな役割ではないかと思います。もちろんそこをベースにして、出ていこうとしている人達なり、今やっている人達に、啓蒙するということも必要なのでしょう。ゆえに海外でセミナーをやったりしていますので、ですから、ベースになるようなデータを少し集めてみるということで考えたいと思います。

○原科委員長 じゃあそんなことで、次回は、今年はまだ年度内はなしということで。

○作本審査役 ええ、年度内はちょっときついと思います。

○原科委員長 来年度の前半に、そういうものを整理して出させていただきます。このところでもよろしいのでしょうか、今日は。どうもありがとうございました。